

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和元年10月11日（金） 8：18～8：30

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

高市早苗 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

河井克行 国務大臣（法務大臣）

茂木敏充 国務大臣（外務大臣）

萩生田光一 国務大臣（文部科学大臣）

加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣）

江藤拓 国務大臣（農林水産大臣）

菅原一秀 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤羽一嘉 国務大臣（国土交通大臣）

小泉進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

河野太郎 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

田中徳 国務大臣（復興大臣）

武田良太 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

衛藤晟一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

竹本直一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

西村康稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

北村誠吾 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

橋本聖子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

陪席者：西村明宏 内閣官房副長官

岡田直樹 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 2件

○法律案 7件

○政令 1件

○人事 2件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、西村副長官から御説明申し上げます。

○西村内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「公務員の給与改定に関する取扱い」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、内閣官房長官及び武田大臣から御発言があります。

次に、「令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置」について、御決定をお願いいたします。本件は、同災害により被害を受けた災害救助法適用区域内に事業所を有する中小企業者等に対し、金利軽減の特別措置を講ずるものであります。あわせて、同災害を激甚災害として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置として農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等を指定する「同災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について、御決定をお願いいたします。

次に、法律案7件について、御決定をお願いいたします。まず、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正法案」は、本年8月の人事院勧告のとおり、一般職の国家公務員の俸給月額、住居手当及び勤勉手当の額の引上げ等を行うものであります。また、「特別職の職員の給与に関する法律」、「裁判官の報酬等に関する法律」、「検察官の俸給等に関する法律」及び「防衛省の職員の給与等に関する法律」の一部改正法案は、それぞれ、特別職の国家公務員、裁判官、検察官、防衛省職員について、一般職の国家公務員に準じた給与の改定を行うものであります。

次に、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案」は、我が国で生産された農林水産物及び食品の輸出の促進を図るため、農林水産物・食品輸出本部の設置並びに基本方針及び実行計画の策定について定める等の措置を講ずるものであります。

次に、「肥料取締法の一部改正法案」は、肥料の品質の確保及び肥料生産等に関する規制の合理化を図るため、肥料の原料管理制度を導入するとともに、配合に関する規制を見直す等の措置を講ずるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、菅原経済産業大臣が、東アジア地域包括的経済連携閣僚会合出席等のため、明日から13日まで、海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、石井秀樹外175名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、私から、公務員の給与改定に関する取扱いについて、申し上げます。

去る8月7日に行われた人事院勧告を踏まえた公務員の給与改定に関する取扱いについて申し上げます。本日、給与関係閣僚会議を開催して協議した結果、取扱いについて関係閣僚の意見の一致をみたところであり、その内容については国家公務員制度担当大臣から御発言いただきます。

次に、武田大臣。

○武田国務大臣：ただいま官房長官から御報告のあった公務員の給与改定に関する取扱いについて、その内容を御説明申し上げます。

一般職の国家公務員の給与については、人事院勧告どおり改定を行う。

特別職の国家公務員の給与については、おおむね一般職の給与改定の趣旨に沿って改定を行う。

以上のとおりであり、この内容に沿ったものがお手元の閣議決定案でございます。

○菅国務大臣：次に、文部科学大臣。

○萩生田国務大臣：本年のノーベル化学賞を、吉野彰氏が受賞されることとなりました。

今回の受賞は、日本人研究者が高い研究水準を有することを改めて世界に示すものであるとともに、国民にとって大きな誇りと励みになるものです。

文部科学省としては、今後とも、先端的、独創的で多様な研究の推進に努め、科学技術イノベーションを通じた、社会・文化の発展に貢献してまいります。

○菅国務大臣：次に、竹本大臣。

○竹本国務大臣：本年のノーベル化学賞の受賞について御報告いたします。旭化成株式会社名誉フェローである吉野彰氏がその優れた御業績によりノーベル化学賞を受賞されることとなりました。受賞された吉野彰氏には、心からの敬意と祝意を表します。

世界的にも認められる優秀な研究者の輩出は、後に続く者にとっての目標となるだけでなく、日本の基礎研究の水準の高さを世界に示すものであり、我が国にとっても大きな励みとなるものです。

この度の受賞が、次代を担う若い方々に夢を与え、新たな課題に積極的に挑戦する意欲を高める契機となることを期待しています。

我が国が「世界で最もイノベーションに適した国」へ変革し、今後も世界トップレベルの研究成果を生み出していくために、優れた若手研究者が活躍できる研究環境の整備や学術研究・基礎研究の推進などに全力で取り組んでまいります。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：菅原大臣は、海外出張いたしますが、その出張不在中、西村大臣を経済産業大臣の臨時代理及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当大臣の事務代理に、指定又は命じることいたします。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、武田大臣。

○武田国務大臣：台風第19号に関しては、10月8日、私自身が出席して、関係省庁災害警戒会議を開催したところであり、本日もこの後、私が出席して、2回目を開催予定です。

今回の台風は、大型でその影響の及ぶ範囲は極めて広いことから、会議では、関係省庁や都道府県から市町村へのリエゾン派遣や自家発電施設の燃料の確認・補給など、各省庁に対し、十分な事前の備えを要請するとともに、最大限の緊張感をもって対応にあたっていただくよう、お願いしたところです。

既に、関係省庁においては、万全の体制をとっていただいていると思いますが、本日お集まりの関係閣僚におかれては、最大限の警戒をもって、引き続き、台風への対応にあたっていただくよう、改めてお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、経済産業大臣。

○菅原国務大臣：台風第19号の上陸の後には、再び、大規模な停電が発生する可能性があります。

病院、水道施設、通信施設など重要施設を所管する各省におかれては、事前に非常用発電機の装備状況を把握するとともに、それらの燃料を十分に確保しておくようお願いいたします。

その上で、電源車や、非常用発電機の燃料について緊急要請がある場合には、人命に関わる重要施設から優先的に配備を進めていきます。

また、台風に伴う倒木などにより、鉄塔や電柱の倒壊・損傷が大量に発生し、停電が長期化する懸念があります。防衛省、自衛隊や国土交通省など、関係各府省におかれては、早期の復旧作業に向けた協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：大型の台風第19号が、非常に強い勢力を維持して東日本に接近・上陸し、週末には、復旧作業が続く台風第15号の被災地を含め、日本の広い範囲に影響を及ぼすおそれが高くなっています。

政府においては、既に武田防災担当大臣の下、警戒態勢を強化していますが、交通機関の運休が続々と決定しているほか、大雨や暴風の影響により、停電、断水等のライフラインへの被害も懸念されます。事前の備えを十分に行うとともに、緊張感をもって、被害の状況等の情報収集を徹底し、国民の安全・安心の確保に万全を期していく必要があります。

各位にあつては、国民の皆様への迅速かつ分かりやすい情報発信を徹底するとともに、台風第15号の経験も踏まえ、自治体や関係機関と緊密に連携しながら、先手先手の対策を講じてください。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

## 閣 議 案 件

〔令和元年  
10月11日〕（金）

## ◎一般案件

資料あり

- 公務員の給与改定に関する取扱いについて  
（決定）（内閣官房・財務省）
- 〃 ○ 令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について（決定）（財務・厚生労働・経済産業省）

## ◎法律案

資料あり

- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（決定）（内閣官房・財務省）
- 〃 ○ 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（同上）
- 〃 ○ 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（法務省・内閣官房・財務省）
- 〃 ○ 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（同上）
- 〃 ○ 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（防衛省・内閣官房・財務省）
- 〃 ○ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案（決定）（農林水産・財務・厚生労働省）
- 〃 ○ 肥料取締法の一部を改正する法律案（決定）（農林水産省）

## ◎政 令

資料あり

- 令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（決定）

〔内閣府本府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省〕

◎人 事

資料 ☆経済産業大臣菅原一秀の海外出張について  
なし (了解)

資料 ☆元検察事務官石井秀樹外175名の叙位又は叙勲  
あり について (決定)

[○署名あり ☆署名なし]